

○枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年 1 月17日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営規程に定める重要事項)

第 2 条 条例第 4 条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及び額
- (5) 利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(整備する記録)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第 6 条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第18条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第19条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(設備の基準)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことができる場所 必要な設備、備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(従業者の配置の基準)

第 5 条 条例第10条第 1 項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域活動支援センターの長 1
- (2) 指導員 2 以上

2 地域活動支援センターの長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第 6 条 条例第11条第 2 項の規定により定める従業者の配置の基準は、当該地域活動支援センターにおける主たる事業所及び当該従たる事業所の従業者のうちそれぞれ 1 人以上は、専らそれぞれの事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置)

第 7 条 条例第16条第 2 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条第 1 号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令 3 規則36・追加)

(虐待の防止のための措置)

第 8 条 条例第20条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令 3 規則36・追加)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3規則36・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年3月31日規則第36号抄〕

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。